

別 表

目標 1　自転車が安全で快適に通行できる環境の整備

施策の方向性	具体的な取組み	指 標	主な担当課
(1) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する	<p>①自転車活用推進計画に関する、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、市町村による自転車活用推進計画の策定等を支援する。</p> <p>市町村版の自転車活用推進計画には、市街地の観光や生活に密着した通勤・通学・買物など「まちなか」での安全で快適な自転車通行空間の整備に向けた計画（市町村自転車ネットワーク計画）を含めて記載</p>	(I) 自転車活用推進計画を策定した市町村数 2021年度まで：2団体 2026年度まで：4団体 (各地域1団体)	管理課 道路整備課
	②複数の市町村を安全で快適な自転車通行空間でつなぐ広域的なサイクリングモデルルートの観光情報の発信や自転車通行空間の整備を推進する。		管理課 道路整備課 道路保全課 観光復活戦略課
	③山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備を実施する。	(II) 山形県自転車ネットワーク計画に基づく路面表示 2021年度まで：50.4km 2026年度まで：県管理道路全線	道路整備課 道路保全課

別 表

	(2) 自転車の安全な通行に配慮し、既存道路の適切な管理を推進する。	④山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車利用者の視点に立った道路管理を強化する。		道路保全課
	(3) 観光振興面、地域公共交通面での自転車活用の有用性、有効性を検討する。	⑤観光地や駅等の公共交通結節点等におけるシェアサイクルの普及を検討する。		総合交通政策課

別 表

目標2 サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進			
施策の方向性	具体的な取組み	指 標	主な担当課
(1) 官民連携して、サイクリスト受入環境の向上を図り、サイクルツーリズムを推進する。	①宿泊施設や観光立寄施設などに向けて、受入環境の対応ポイントや参考となる事例についての情報発信を実施する。		観光復活戦略課
(2) 精神文化や多様な食、豊かな自然など、本県ならではの観光資源を活かしたサイクルツーリズムの魅力を発信して、国内外からの誘客を促進する。	②本県におけるサイクルツーリズムの認知度向上を図るため、ウェブサイトやSNS、動画等を活用して、サイクリングマップや多言語による体験記事などにより、本県ならではの精神文化や多様な食、豊かな自然などの観光資源を活かしたサイクルツーリズムの魅力を国内外へ発信する。	(I) 専用サイトのアクセス数 2026年度まで：7,200 アクセス／年以上 ※県公式観光サイト「やまとへの旅」内のサイクルツーリズム関連コンテンツ	観光復活戦略課
(3) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する 【目標1-(1)の再掲】	③複数の市町村を安全で快適な自転車通行空間でつなぐ広域的なサイクリングモデルルートの観光情報の発信や自転車通行空間の整備を推進する。 【目標1-②の再掲】		管理課 道路整備課 道路保全課 観光復活戦略課

別 表

目標3 サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現

施策の方向性	具体的な取組み	指 標	主な担当課
(1) 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。	①県民に運動習慣の定着を促すため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。		がん対策・健康長寿 日本一推進課
(2) 県民、企業等への呼びかけにより、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現につながる自転車でのエコ通勤を促進する。	②脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組みとして、自転車通勤を含めたエコ通勤の広報啓発を実施する。		環境企画課
(3) サイクルスポーツの環境整備等について、関係団体等との意見交換を行う。	③競技力向上に向けた競技団体ヒアリングを実施する		スポーツ保健課
(4) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する 【目標1-(1)の再掲】	④山形県自転車ネットワーク計画に基づき、自転車通行空間の整備を実施する。 【目標1-③の再掲】	(I) 山形県自転車ネットワーク計画に基づく路面表示 2021年度まで：50.4km 2026年度まで：県管理道路全線 【目標1-(II)の再掲】	道路整備課 道路保全課

別 表

目標4　自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用

施策の方向性	具体的な取組み	指 標	主な担当課
(1) 自転車利用に関する県民の交通安全意識の向上に資する効果的な広報啓発活動を推進する。	①交通安全県民運動実施要綱の推進項目に「自転車利用時の交通事故防止」を盛り込み、自動車運転者と自転車利用者双方の交通安全意識の向上を図る。		交通企画課
(2) 自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。	②学校などにおける交通安全教室の開催等を推進する。	(Ⅰ) 学校(小・中・高・特別支援学校)における交通安全指導実施率 各年度：100%	スポーツ保健課 交通企画課
(3) 自転車利用者自身を守る安全対策を推進する。	③交通安全県民運動の取組み等によりヘルメットの着用など安全対策の普及・啓発を推進する。	(Ⅱ)啓発動画を活用した安全対策の普及・啓発 2026年度まで：60か所	消費生活・地域安全課
	④夜光反射材の貼付など事故に遭わない取組みを推進する。		消費生活・地域安全課
(4) 自転車利用者に対する指導・取締りを推進する。	⑤自転車月間（5月）の周知と月間中の重点的な指導・取締りを実施する。		交通企画課

別 表

	(5) 事故を未然に防ぎ、安全な利用のための自転車の管理や点検整備を推進する。	⑥ブレーキ点検など自分でできる安全管理の普及・啓発を推進する。 ⑦学校や保護者、販売店等の連携による定期的な点検整備を推進する。		消費生活・地域安全課
	(6) 自転車による主要な通学路及びその危険箇所を把握・共有する。	⑧自転車による主要な通学路における安全点検体制構築を検討する。(先進事例の収集等)		スポーツ保健課
	(7) 万が一の事故に備える自転車保険の加入を促進する。	⑨交通安全教室など様々な機会を捉えて自転車保険の必要性の周知を図る。		消費生活・地域安全課
		⑩関係機関・団体との連携による自転車保険の加入を促進する。		消費生活・地域安全課
	(8) 自動車や公共交通機関が利用できない災害時における自転車の活用を推進する。	⑪危機管理体制の強化を図るため、防災に関する各種計画に自転車の活用を明示するなど活用を推進していく。		防災危機管理課